

# 令和8年度 次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）

## 「グローバルエンジニア型博士人材育成プロジェクト」

### 募集要項

#### 1. 目的

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づき、本学は「グローバルエンジニア型博士人材育成プロジェクト」（以下、本プロジェクトという。）において、生活費相当額及び研究費を支給し、学生が挑戦的・融合的な研究に専念する環境を提供する。本プロジェクトで採用された学生（以下、プロジェクト学生という）は、研究やキャリア探索を目的とした海外留学等を実施することとし、国際的な素養と高度な研究力・専門性の獲得を目指すこととする。さらに、本プロジェクトによるインターンシップやアントレプレナーシップ教育プログラムへの参加促進や、トランスファラブルスキル習得支援を通して、社会課題の発見・解決に資する工学系博士人材の育成を目指す。

#### 2. 申請資格者

本プロジェクトに申請できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。プロジェクトへの申請は1回限りとする。

- (1) 2026年4月1日現在、本学博士後期課程第1年次（在学月数12か月未満）に在学する者。
- (2) 原則として、日本学術振興会の令和8年度採用分特別研究員（DC1）に申請していること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
  - ② 国費外国人留学生制度による奨学金を受ける留学生
  - ③ 本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
  - ④ 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
  - ⑤ 本学や企業等から、又は自身が起業し、240万円/年を超える給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者

#### 3. 募集人員

13名

※ 採用者の途中辞退や退学等により欠員が出た場合、当該学生と同学年の不採用者から順位の高い者より採用する。

#### 4. 支給額

- (1) 生活費相当額：月額15万円
- (2) 研究費：年額最大90万円

※ 留学生の場合、生活費相当額の支給は令和8年度のみ（令和8年4月から令和9年3月まで）とし、令和9年度以降は研究費のみを支給する。

- ※ RA（リサーチ・アシスタント）の給与との併給は不可とする。ただし、留学生の場合、令和9年度以降のRA受給は可とする。
- ※ 独立行政法人日本支援機構（JASSO）の奨学金との併給は可とする。
- ※ 研究費は予算の都合で変更となることがある。

## 5. 支給期間・支給方法

支給期間は標準修業年限内（例：2025年10月入学の博士後期課程1年生の場合、最長で2年6ヶ月が支給期間）とする。ただし、研究奨励費の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる。

生活費相当額は、採用された博士後期課程学生本人の預貯金口座に振込まれる。当所得は雑所得となるため、毎年確定申告の手続きが必要となる。

研究費については、採用された博士後期課程学生の指導教員に配分し、指導教員の管理のもと、当該学生の研究費として執行する。

## 6. 選考基準

審査委員会が以下の選考基準に基づき、審査を行う。審査委員会は選考に際し、面接を行うことがある。

- (1) 海外における研究活動やインターンシップの実施に関する具体的な計画及び準備状況が示されていること。
- (2) 研究目的・計画が具体的であり、優れていること。
- (3) 研究計画を遂行できる実績・能力及び準備状況が示されていること。
- (4) 学術の将来を担う優れた研究者、あるいは社会課題解決に資する工学人材となることが十分に期待できること。

## 7. 申請手続き

- (1) 申請書類：①研究計画書 ②評価書
- (2) 提出期限：令和8年1月25日（日）期限厳守
- (3) 提出方法：

① 研究計画書：下記の申請フォームにて必要事項を入力後、研究計画書（PDF）をアップロードして提出すること。なお、ファイル名は、「学生名【研究計画書 ResearchPlan】R8-SP.pdf」（例：山田太郎【研究計画書 ResearchPlan】R8-SP.pdf）とすること。

【研究計画書提出フォーム】<https://forms.office.com/r/d6h8Rx4rRj>

② 評価書：申請者が本学教員（原則として指導教員）に作成を依頼すること。評価書は、教員自らがPDFファイルに変換後、下記URLに直接アップロードする。なお、ファイル名は「学生名【評価書EvaluationReport】R8-SP.pdf」（例：山田太郎【評価書EvaluationReport】R8-SP.pdf）とすること。

【評価書提出用 URL】<https://forms.office.com/r/anSh7MuUCF>

## 8. プロジェクト学生の義務

プロジェクト学生が採用後に果たすべき義務は、次に掲げる項目とする。

- (1) プロジェクト学生は計画的に、研究を遂行しなければならない。
- (2) プロジェクト学生は、研究目的あるいはキャリア探索を目的とする海外留学・海外派遣研修等に参加すること。（※1）  
(海外企業就職や起業に関する研修や現地視察等、学内外の募集型海外研修プログラムへの参加も対象とする。)
- (3) プロジェクト学生は、研究目的あるいはキャリア探索を目的とするインターンシップに参加すること。ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が運営する「ジョブ型研究インターンシップ」に必ず登録のうえ、インターンシップ参加の検討に活用すること。  
(企業だけでなく、研究機関でのインターンシップも対象とする。参加期間や形式（オンラインも可）は問わない。)
- (4) プロジェクト学生は、以下のプログラムに取り組まなければならない。
  - プロジェクト学生は、俯瞰力、学際性、国際性など幅広く高度なトランスファラブルスキルの養成（※2）に努めなければならない。原則として、本学が実施するトランスファラブルスキル習得支援に関するプログラムへ毎年度2回以上参加するものとする。
  - プロジェクト学生は、博士号取得後のキャリアデザインに努めなければならない。本学が実施するキャリアマネジメントに関するプログラムへ毎年度1回以上参加するものとする。
  - プロジェクト学生は、本学が指定する研究倫理教育プログラム及びコンプライアンス教育プログラムを受講しなければならない。
- (5) 本プロジェクト学生は、毎年度開催される研究報告会・交流会に出席、研究の進捗やプロジェクトでの活動について報告しなければならない。さらに、毎年度末並びにプロジェクト終了時に、研究報告書及び研究費執行報告書を提出すること。報告書をもとに、事業統括および審査委員会が研究の進捗と研究費の使途について確認を行うこととする。
- (6) プロジェクト学生のうち、日本学術振興会の特別研究員(DC2)の申請資格を有する者は必ず申請を行うこと。
- (7) プロジェクト学生は国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)からの要請に基づき、モニタリング調査および博士課程修了後の追跡調査について協力しなければならない。
- (8) プロジェクト学生は、文部科学省 科学技術・学術政策研究所(NISTEP)が運営する「博士人材データベース(JGRAD)」に登録し、修了後の進路を報告すること。

※1 留学生が出身国で研究活動をおこなうことは妨げないが、出身国への渡航費を本プロジェクト研究費から支出するにあたっては、事前の報告と所定の手続きをおこなうこと。

※2 本学大学院におけるアントレプレナーシップ教育コースおよびロボティクスシンセシス&マネジメント(RSM)コースの授業科目の履修を強く推奨する。いずれの場合も、1科目履修につき、トランスファラブルスキル習得支援に関するプログラムへの参加1回分として認定する。

## 9. 指導教員の協力・貢献等

指導教員は、本プロジェクトの目的および学生が果たすべき義務について理解し・支援する。

## 10. 氏名の公表

プロジェクト学生となった者は、本学のホームページでその氏名を公表する。

## 11. 留意事項

- (1) 本プロジェクトは、RA（リサーチ・アシスタント）との併給はできない。ただし、留学生の場合は、令和9年度以降の受給を可能とする。
- (2) 外国人留学生の場合、支給開始手続きのために在留カードの提出が必要となる。
- (3) 生活費相当額に関する税金の取扱い
  - ① 生活費相当額は雑所得として課税対象の扱いとなるため、プロジェクト学生自らが確定申告を行う必要がある。1年間（1月1日～12月31日）に受給した金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うには、収支状況の記録作成や領収書等の証拠書類保存が必要となる。確定申告については、国税庁のホームページを参照のこと。
  - ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。）。
- (4) 国民健康保険等の取扱い
  - ① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等  
プロジェクト学生が被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなつときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、プロジェクト学生本人が国民健康保険に加入する必要が生じる。  
※ 国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口に確認すること。  
※ 扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて扶養義務者に確認すること。
  - ② 国民年金保険料の納入  
日本国内に住む20歳から60歳未満の全ての人は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下（＊）の場合は支払いが猶予される。生活費相当額の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。  
（＊）本人の前年の所得が一定以下  
目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※ 具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口に確認すること。

## 12. 問い合わせ先

九州工業大学 SPRING事務局（産学イノベーションセンター内）

E-mail : [phd-fellowship@ccr.kyutech.ac.jp](mailto:phd-fellowship@ccr.kyutech.ac.jp)

TEL : 093-884-3674